

令和3年5月31日
KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会事業に係る波及効果検証等業務 受託事業者選定プロポーザル募集要項

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、「KYOTO CULTIVATES（京都は耕す，育む，磨く）」を基本理念とし，芸・産学公の連携により，「アート×サイエンス・テクノロジー」をテーマとして文化芸術の新たな可能性と価値を世界に問う「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—」事業を，平成30年度より推進しています。

今年度も引き続きKYOTO STEAM—世界文化交流祭—を，岡崎地域を中心に開催するとともに，参画団体等との共同による次世代の創造人材の育成及びネットワーク形成にも取り組みます。

本業務は，KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会事業実施に係る波及効果検証，自立した執行体制の在り方，計画の深度化等について調査・実施するものです。参加条件を満たす事業者から企画提案等を募集し，比較する公募型プロポーザルにより受託事業者を決定しますので，この募集要項等を御確認のうえ，御参加いただきますようお願いします。

なお，本業務の委託仕様書については，本プロポーザル手続において契約の相手方の候補者となった者と本実行委員会との協議のうえ，合意に至った内容により定めることとします。

1 委託業務の概要

- (1) 名称
KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会事業に係る波及効果検証等業務
- (2) 委託内容
別紙「仕様書」参照
- (3) 委託期間
契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 委託金額の上限（予定額）
3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払い条件
成果物検収後，受託者の請求により委託料を支払う。

2 参加資格

次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 京都市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であって，参加申込日から契約締結までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 本件プロポーザルに参加しようとする個人，法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が，本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

- (3) 申請日までの過去10年間に次のいずれかの業務の契約の実績を1件以上有すること。
- ア 行政の文化芸術に係る事業の企画運営支援，コンサルティング等業務の実績
 - イ 行政の計画策定に係る調査，コンサルティング等業務の実績
 - ウ 審議会，行政の主催する委員会等の運営補助業務の実績
- (4) 3箇月以上の雇用関係があり，過去10年間に(3)の業務実績に従事した経験を有する統括責任者を配置できること。

3 参加申請

以下の参加申請が，審査への参加条件となる。

(1) 申請方法

プロポーザル参加申請書（第1号様式）を1部，電子メールにて後記「4 (4) 提出先」へ提出すること。

(2) 申請期間

令和3年5月31日（月）～6月3日（木）午後5時必着

※ 期間を超えたものは，いかなる理由をもっても受け付けない。

4 審査書類の提出

(1) 提出要件及び方法

以下(2)の提出書類を各5部，郵送により(4) 提出先へ提出すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，持参での提出は受け付けない。

(2) 提出資料（各1部）

- ア 業務実績調書（第2号様式）
- イ 配置者調書（第3号様式）
- ウ 企画提案書（第4号様式）
- エ 業務実施に関する調書（第5号様式）
- オ 提案事項に関する調書（第6号様式）
- カ 見積書（第7号様式）
- キ 統括責任者の3箇月以上の雇用を証明する書類

(3) 提出期限

令和3年6月16日（水）午後5時必着

※1 郵送により提出すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，原則，郵送受付とする。

※2 仕様書等についての質問等がある場合は，(4)の提出先へ令和3年6月7日（月）午後5時30分までに電子メールで送付すること。質問者に対して，令和3年6月10日（木）までに回答を返信する。

(4) 提出先

〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥居町2番地1 京都市国際交流会館内

KYOTO STEAM－世界文化交流祭－実行委員会事務局（担当：西田）

電話 075-752-2211

FAX 075-752-2233

メール info@kyoto-steam.org

4 提出資料記載上の留意点

次の留意点及び KYOTO STEAM—世界文化交流祭—WEB サイトで公開する本「要項」,「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 業務実績調書 **第2号様式**

過去10年間の自社実績,または協力事務所の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は,内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件までを提出する。

また,記載した業務実績については契約書の写し(件名,契約年月日,発注者名が分かる部分)を添付すること。

(2) 配置者調書 **第3号様式**

3箇月以上雇用され,過去10年間において,(1)のいずれかの業務実績を持つ統括責任者について記載すること(氏名,所属・役職,経歴・職歴,過去10年の類似業務実績)。

また,統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし,業務完了まで特別な事情がない限り変更しないものとする。

(3) 企画提案書 **第4号様式**

企画提案書類(第5号,6号様式のこと)の表紙として記入すること。

(4) 業務実施に関する調書 **第5号様式**

ア 業務実施方針

本業務における会社としての取組方針,取組体制,配慮する事項について記入すること。

イ 業務実施手法

進め方や会社としての独自の工夫について具体的に記入すること。

(5) 提案事項に関する調書 **第6号様式**

「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—基本計画」(令和3年4月改訂)に対するこれまでの取組・実績を踏まえ,同計画の基本理念に沿った取組を,令和4年度以降に文化政策として継続していくための課題,補強ポイント,改善点等を提案すること。令和3年度の取組は「令和3年度事業計画」を,過年度の取組等はKYOTO STEAM—世界文化交流祭—WEB サイト(<https://kyoto-steam.com/>)を参考とすること。

(6) 見積書 **第7号様式**

本業務の受託見積金額(消費税等を含む。)を本様式に記入し,本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書(内訳付き)も提出すること。

5 審査方法等

(1) 応募事業者からの提出資料に基づき,「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会事業に係る波及効果検証等業務受託候補者選定プロポーザル評価項目等」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し,業務委託候補者1者を選定する。

(2) 参加者が1者のみであっても,本手続きは成立することとし,審査・選定を行う。なお,応募者の名称,数については,次号に規定する受託候補者の公表まで公表しない。

(4) 審査結果については令和3年6月23日(水)までに,参加者全員に電子メールで

通知するとともに、KYOTO STEAM―世界文化交流祭―WEB サイトにおいて審査結果及び参加者名を公表する。審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 契約の締結

選定された候補者については、契約内容についての交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、候補者に次いで評価の高かった者を候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

7 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に記載した配置者は原則として変更を認めない。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (6) 見積書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合は、失格となる。
- (7) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、提出資料を無効にする。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (8) 本業務の受託によって、本件に関連する他の業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響により、実行委員会の予算に変動があった場合、委託金額及び業務内容を変更する可能性がある。